

仕 様 書

1 貸付物件番号 1

施設名	所在地	種別	貸付場所	貸付面積
岩手県立 大船渡病院	大船渡市大船渡 町字山馬越 10-1	建物	3階売店前 自動販売機 コーナー (別紙図面)	5.0895 m ² (本体：幅 1.33m×奥行 1.05m×3台) (回収ボックス：幅 0.45m ×奥行 0.5m×4個)

※ 貸付面積には放熱余地及び空き容器回収ボックスの設置面積を含む。

2 自動販売機の設置台数 3 台

3 貸付期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、岩手県又は落札者が契約の解除を申し出ないときは自動的に 1 年間延長されるものとし、平成 32 年 3 月 31 日まで同様とする。

4 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、岩手県が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行う。

5 設置機器の仕様

- (1) 自動販売機本体は、ロケーション対応型（設置場所や環境に応じて周りの景観に合う色合いをしたもの。）とすること。
- (2) 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できる自動販売機とすること。
- (3) 自動販売機本体は、ユニバーサルデザインのものとする。
- (4) 災害発生時に自動販売機内の飲料を取り出すことができる自動販売機（災害救助ベンダー）とすること。
- (5) 自動販売機本体は、環境にも配慮しグリーン購入法適合機種とすること。

6 販売品目

販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）・たばこの販売を行わないこと。

なお、商品の具体的な構成については、事前に岩手県と協議すること。

- (1) 販売品目として、水、茶類、スポーツ飲料、果実飲料を必ず入れること。販売する飲料容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること（紙カップ式は不可）。
- (2) 販売品目の変更時には、標準販売価格（定価）及び販売価格を明記した書面を提出すること。

7 販売価格（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

標準価格を 30 円以上下回る価格とすること。

8 回収ボックスの規格

(1) 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

(2) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱したりしないよう十分な収容容積とすること。

(3) 一般ごみの混入防止対策

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。

9 維持管理等

契約期間中は入札説明書に記載した事項のほか次のことを遵守すること。

(1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

(2) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。

また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(3) 設置事業者は、毎月の自動販売機ごとの売上金額、売上数量を翌月 15 日までに書面にて岩手県に報告すること。

(4) 設置事業者は、欠品が発生しないよう適宜商品の補充を行うこと。

(5) 電気料、水道料を算定するための子メーターについては設置事業者が整備し、計量法に定める検査及び使用有効期限満了に伴う取り替えも設置事業者が行うこと。

10 契約の解除

(1) 地方自治法第 238 条の 5 第 4 項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、岩手県において公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、契約を解除する場合がある。

(2) その他設置事業者が岩手県の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがある。

11 自己都合による契約の解除の申し出

設置事業者の自己都合により貸付期間中に契約を解除したい場合は、3 か月前までに書面にて岩手県に契約の解除を申し出ること。

12 自動販売機設置等に伴う事故（火災を含む。）

岩手県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

13 商品等の盗難及び破損

(1) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

(2) 岩手県の責に帰することが明らかな場合を除き、岩手県はその責を負わない。

14 カタログ等の提出

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を岩手県に提出すること。

15 連絡先

本物件について確認を必要とする場合は、下記に連絡すること。

- (1) 住所 〒022-8512 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10-1
- (2) 所属 岩手県立大船渡病院 総務課管財係
- (3) 電話 0192-26-1111（内線 6779）

16 参考事項

- (1) 当該施設に勤務する職員数（平成 29 年 1 月現在。）

日中 342 人 夜間 56 人 休日 130 人 他委託職員 117 人

- (2) 年間患者数（延人数）※平成 27 年度実績

外来患者	入院患者	備考
175,464	112,290	病床数：454 床

- (3) 販売価格

飲料水 80～130 円、160 円

仕 様 書

1 貸付物件番号 2

施設名	所在地	種別	貸付場所	貸付面積
岩手県立 大船渡病院	大船渡市大船渡 町字山馬越 10-1	建物	3階売店前 自動販売機 コーナー (別紙図面)	3.243 m ² (本体：幅 1.33m×奥行 1.05m×2台) (回収ボックス：幅 0.45m ×奥行 0.5m×2個)

※ 貸付面積には放熱余地及び空き容器回収ボックスの設置面積を含む。

2 自動販売機の設置台数 2 台

3 貸付期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、岩手県又は落札者が契約の解除を申し出ないときは自動的に 1 年間延長されるものとし、平成 32 年 3 月 31 日まで同様とする。

4 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、岩手県が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行う。

5 設置機器の仕様

- (1) 自動販売機本体は、ロケーション対応型（設置場所や環境に応じて周りの景観に合う色合いをしたもの。）とすること。
- (2) 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できる自動販売機とすること。
- (3) 自動販売機本体は、ユニバーサルデザインのものとする。
- (4) 災害発生時に自動販売機内の飲料を取り出すことができる自動販売機（災害救助ベンダー）とすること。
- (5) 自動販売機本体は、環境にも配慮しグリーン購入法適合機種とすること。

6 販売品目

販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）・たばこの販売を行わないこと。

なお、商品の具体的な構成については、事前に岩手県と協議すること。

- (1) 販売品目として、水、茶類、スポーツ飲料、果実飲料を必ず入れること。販売する飲料容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること（紙カップ式は不可）。
- (2) 販売品目の変更時には、標準販売価格（定価）及び販売価格を明記した書面を提出すること。

7 販売価格（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

標準価格を 30 円以上下回る価格とすること。

8 回収ボックスの規格

(1) 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

(2) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱したりしないよう十分な収容容積とすること。

(3) 一般ごみの混入防止対策

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。

9 維持管理等

契約期間中は入札説明書に記載した事項のほか次のことを遵守すること。

(1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

(2) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。

また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(3) 設置事業者は、毎月の自動販売機ごとの売上金額、売上数量を翌月15日までに書面にて岩手県に報告すること。

(4) 設置事業者は、欠品が発生しないよう適宜商品の補充を行うこと。

(5) 電気料、水道料を算定するための子メーターについては設置事業者が整備し、計量法に定める検査及び使用有効期限満了に伴う取り替えも設置事業者が行うこと。

10 契約の解除

(1) 地方自治法第238条の5第4項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、岩手県において公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、契約を解除する場合がある。

(2) その他設置事業者が岩手県の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがある。

11 自己都合による契約の解除の申し出

設置事業者の自己都合により貸付期間中に契約を解除したい場合は、3か月前までに書面にて岩手県に契約の解除を申し出ること。

12 自動販売機設置等に伴う事故（火災を含む。）

岩手県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

13 商品等の盗難及び破損

(1) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

(2) 岩手県の責に帰することが明らかな場合を除き、岩手県はその責を負わない。

14 カタログ等の提出

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を岩手県に提出すること。

15 連絡先

本物件について確認を必要とする場合は、下記に連絡すること。

- (1) 住所 〒022-8512 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10-1
- (2) 所属 岩手県立大船渡病院 総務課管財係
- (3) 電話 0192-26-1111（内線 6779）

16 参考事項

- (1) 当該施設に勤務する職員数（平成 29 年 1 月現在。）

日中 342 人 夜間 56 人 休日 130 人 他委託職員 117 人

- (2) 年間患者数（延人数）※平成 27 年度実績

外来患者	入院患者	備考
175,464	112,290	病床数：454 床

- (3) 販売価格

飲料水 80～130 円、160 円

自動販売機配置図

(物件番号 2)



仕 様 書

1 貸付物件番号 3

施設名	所在地	種別	貸付場所	貸付面積
岩手県立 大船渡病院	大船渡市大船渡 町字山馬越 27-7	土地	山馬越 医師合同公舎前 (別紙図面)	1.8465 m ² (本体：幅 1.33m×奥行 1.05m×1 台) (回収ボックス：幅 0.45m ×奥行 0.5m×2 個)

※ 貸付面積には放熱余地及び空き容器回収ボックスの設置面積を含む。

2 自動販売機の設置台数 1 台

3 貸付期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、岩手県又は落札者が契約の解除を申し出ないときは自動的に 1 年間延長されるものとし、平成 32 年 3 月 31 日まで同様とする。

4 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、岩手県が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行う。

5 設置機器の仕様

- (1) 自動販売機本体は、ロケーション対応型（設置場所や環境に応じて周りの景観に合う色合いをしたもの。）とすること。
- (2) 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できる自動販売機とすること。
- (3) 災害発生時に自動販売機内の飲料を取り出すことができる自動販売機（災害救助ベンダー）とすること。
- (4) 自動販売機本体は、環境にも配慮しグリーン購入法適合機種とすること。

6 販売品目

販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）・たばこの販売を行わないこと。

なお、商品の具体的な構成については、事前に岩手県と協議すること。

- (1) 販売品目として、水、茶類、スポーツ飲料、果実飲料を必ず入れること。販売する飲料容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること（紙カップ式は不可）。
- (2) 販売品目の変更時には、標準販売価格（定価）及び販売価格を明記した書面を提出すること。

7 販売価格（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

標準価格を 30 円以上下回る価格とすること。

8 回収ボックスの規格

(1) 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

(2) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱したりしないよう十分な収容容積とすること。

(3) 一般ごみの混入防止対策

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。

9 維持管理等

契約期間中は入札説明書に記載した事項のほか次のことを遵守すること。

(1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

(2) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。

また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(3) 設置事業者は、毎月の自動販売機ごとの売上金額、売上数量を翌月 15 日までに書面にて岩手県に報告すること。

(4) 設置事業者は、欠品が発生しないよう適宜商品の補充を行うこと。

(5) 電気料、水道料を算定するための子メーターについては設置事業者が整備し、計量法に定める検査及び使用有効期限満了に伴う取り替えも設置事業者が行うこと。

10 契約の解除

(1) 地方自治法第 238 条の 5 第 4 項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、岩手県において公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、契約を解除する場合がある。

(2) その他設置事業者が岩手県の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがある。

11 自己都合による契約の解除の申し出

設置事業者の自己都合により貸付期間中に契約を解除したい場合は、3 か月前までに書面にて岩手県に契約の解除を申し出ること。

12 自動販売機設置等に伴う事故（火災を含む。）

岩手県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

13 商品等の盗難及び破損

(1) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

(2) 岩手県の責に帰することが明らかな場合を除き、岩手県はその責を負わない。

14 カタログ等の提出

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を岩手県に提出すること。

15 連絡先

本物件について確認を必要とする場合は、下記に連絡すること。

- (1) 住所 〒022-8512 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10-1
- (2) 所属 岩手県立大船渡病院 総務課管財係
- (3) 電話 0192-26-1111（内線 6779）

16 参考事項

- (1) 当該施設に勤務する職員数（平成 29 年 1 月現在。）

日中 342 人 夜間 56 人 休日 130 人 他委託職員 117 人

- (2) 山馬越合同公舎の住人数（医師官舎・看護師官舎合計。）

61 人

- (3) 年間患者数（延人数）※平成 27 年度実績

外来患者	入院患者	備考
175,464	112,290	病床数：454 床

自動販売機配置図

(物件番号 3)

大船渡病院本院側

